

## ACSV MONTHLY LETTER

退職金の金額が同じでも税金がかかる場合とかからない場合があります。退職金の税金計算は以下のようになっています。

● 退職金に対する税金の計算

退職金に対する税金は、事業所得、給与所得等の総合所得とは分けて（これを「分離課税」といいます）、以下のように計算されます。

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{所得税} \cdot \text{住民税の税率}$$

税金のかかる対象が、「退職所得控除額」を引いて、さらに半分となるので、税金の負担はかなり少なくなっています。

なお、退職所得控除額は以下のように計算されます（勤続年数は1年未満の端数切上）。

20年未満	40万円×勤続年数
20年以上	(70万円×勤続年数) - 600万円

例えば勤続年数30年であれば、1500万円となり（70万円×30年 - 600万円）、この金額までは非課税となります。

● 退職所得控除額の重複

もし、2社以上の会社の役員や従業員である場合や、退職金とみなされる小規模共済や公的年金等の一時金がある場合、前述の「退職所得控除額」が重複できるかという問題があります。

この場合、各退職金の支給の間隔が5年以内（正確には前年以前4年以内）であれば、勤続年数のうち、重複している期間は除かれます。その間隔が5年を超えて（正確には前年以前4年超）いれば、それぞれで退職所得控除額の満額計算が可能になります。

よって退職する際は、その時期についても検討が必要です。

## 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月	-	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

（できるだけ電子メールでお願いしております）